

新潟市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する届出等について必要な事項を定める。

(事業開始の届出)

第2条 本市の市域で放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（別記様式第1号）
- (2) 職員名簿（別記様式第2号）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 定款やその他の基本約款など（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）
- (5) 新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第63号。以下「条例」という。）第14条に規定する運営規定
- (6) 建物配置図、施設平面図（面積が記載されているもの）
- (7) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(事業変更等の届出)

第3条 事業者は、当該届出の内容に変更が生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更の日から1月以内に、放課後児童健全育成事業変更届（別記様式第4号）により市長に届け出な

ればならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた当該届出に係る事業を再開したときに準用する。

3 前2項の届出には、前条に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（事業廃止等の届出）

第4条 事業者は、当該届出に係る事業を廃止又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、省令第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（基準の遵守及び報告）

第5条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

2 事業者は、放課後児童健全育成事業を利用している児童に対する支援の提供により事故が発生した場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（別記様式第6号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第6条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又はその職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、放課後児童健全育成事業に対し、必要な行政指導を行うことができる。

3 市長は、法第34条の8の3第4項に基づき、必要と認めるときは、新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業を制限し、又はその停止を命ずることができる。

4 法第34条の8の3第1項の規定により立入調査をする職員は、省令第13号の3様式による身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

（あて先）新潟市長

事業者

住所（法人の場合は重たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

電話番号

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

ク ラ ブ の 名 称	
事 業 の 種 類 ・ 内 容	
併 設 事 業 (該当する場合のみ)	
職 員 の 定 数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名） その他（事務職員等）： 名
ク ラ ブ の 所 在 地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
所在地の小学校区	小学校区
施 設 の 種 類	
面 積 及 び 構 造	専用区画： m ² [定員で割り返した際の1人当たりの面積： m ²] その他（併設事業等）： m ² 合計（延床面積） m ² 建物の構造： 造 階建の 階
事 業 開 始 予 定 年 月 日	

添 付 書 類	職 員 名 簿	<input type="checkbox"/> 様式第2号添付
	暴力団等の排除に関する誓約書	<input type="checkbox"/> 様式第3号添付
	建物その他設備の図面等	<input type="checkbox"/> 書類を添付（建物配置図・平面図等）
	定款その他の基本約款	<input type="checkbox"/> 書類を添付（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）
	運 営 規 程	<input type="checkbox"/> 書類を添付
	収支予算書及び事業計画書	<input type="checkbox"/> 事業開始初年度の書類を添付（インターネットを利用して当該書類の内容を確認できる場合は、そのURLを明記した書類）

【備考】

利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

職員名簿

クラブの名称

1 主な職員

条例の基準を満たす支援提供に必要な放課後児童支援員等について記載する。

年 月 日現在

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了	

【留意事項】

- (1) 人事異動等により変更が生じた場合は、変更届（様式第4号）の提出が必要です。
- (2) 放課後児童支援員の資格要件を満たしている職員は、資格証明書等の写しを添付します。
- (3) 記載欄が足りない場合は、別紙を添付してください。

2 参考（放課後児童健全育成事業に従事する職員）

「1 主な職員」へ記載した者を除く、放課後児童健全育成事業に従事する全職員を記載する。（事務職員を含む。）

職員氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件	
				条例第10条第3項の各号への該当	認定研修の修了

【留意事項】 「2 参考」に記載した職員が人事異動等により交代する場合は、変更届（様式第4号）の提出は必要ありません。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（申請者が法人の場合にあつては代表者及び役員並びに使用人）は、貴市での放課後児童健全育成事業開始にあたり、次の事項について誓約します。

また、次の(1)～(7)の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、児童福祉法第34条の8の3第4項の規定に基づく事業の停止命令などのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 私（当事業者）次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（あて先）新潟市長

事業者所在地

事業者名称

代表者氏名

（ふりがな）

氏 名

㊞

生年月日

年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿(役員等一覧表)

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体名： _____

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	住 所
【記載例】 理事長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	1911 年 11 月 11 日	新潟市中央区〇〇1 丁目1 番1 号
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（あて先）新潟市長

事業者

住所（法人の場合は重たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

ク ラ ブ の 名 称		
ク ラ ブ の 所 在 地	〒 -	
	TEL:	FAX: E-Mail:
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)	1 事業の種類及び内容 2 事業者の所在地及び名称 3 職員の定数及び職務内容 4 主な職員の氏名及び経歴 5 クラブの名称 6 クラブの所在地	7 施設の種類 8 面積及び構造 9 定款その他の基本約款 10 運営規程 11 事業者の役員等 12 その他
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした番 号に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		

【備考】

- 「1 事業の種類及び内容」の変更の場合は、事業の概略を記載の上、変更後の事業開始初年度の収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できる場合は、そのURLを明記した書類で代用ができます。
- 「3 職員の定数及び職務内容」及び「4 主な職員の氏名及び経歴」の変更の場合は、様式第2号及び資格要件を満たしている職員は、資格証明書等の写しを添付してください。
- 「6 クラブの所在地」及び「8 面積及び構造」の変更の場合は、変更後の建物配置図・平面図等を添付してください。
- 「9 定款その他の基本約款」及び「10 運営規程」の変更の場合は、変更後の書類を添付してください。
- 「11 事業者の役員等」の変更の場合は、様式第3号を添付してください。

別記様式第5号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

（あて先）新潟市長

事業者

住所（法人の場合は重たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

ク ラ ブ の 名 称	
ク ラ ブ の 所 在 地	〒 — TEL: FAX: E-Mail:
事 業 廃 止 （ 休 止 ） 年 月 日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃 止 又 は 休 止 の 理 由 (具 体 的 に)	
現 に ク ラ ブ を 利 用 し て い る 児 童 に 対 す る 措 置 (具 体 的 に)	

※「現にクラブを利用している児童に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと